

豊政広第 110 号
平成 28 年(2016 年)8 月 22 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 浅利 敬一郎

2016 年度自治体キャラバン行動・要望書 (回答)

平成 28 年(2016 年)7 月 1 日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

1. 子ども施策・貧困対策について

(要望)

- ① 一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。他の 3 医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。

(回答)

こども医療費助成制度については、平成 26 年 12 月から、市独自に対象年齢を小学校終了まで拡大し、所得制限を撤廃しました。更なる対象者の拡大については、さまざまな子育て支援策の優先度や効果、効率性などを見極めながら、財政負担も考慮しつつ検討してまいります。併せて、国や府に財政措置や制度化を要望してまいります。

子育て給付課 (電話：06-6858-2248)

他の 3 医療を含めた福祉医療制度については、現在、大阪府が再構築に向けて検討を進めています。新たに対象を広げる内容も検討されていると聞いていますので、これらの検討状況を注視していきます。

保険給付課 (電話：06-6858-2313)

(要望)

- ② 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3」以上とし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学

校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

就学援助は生活保護の要保護に準ずる程度に困窮していると認められる方を対象としていることから、本市では認定基準を生活保護基準の1.2倍を下回ることのないよう努めています。さらに、ひとり親世帯、障害者世帯及び保護者の年齢が満55歳以上の世帯については、認定基準を緩和しています。また、住居の所有・賃貸の別によらず認定基準額を設定しています。

申し込み手続きは教育委員会事務局の担当課（学校教育課学務係）で、5月中旬から翌年の2月末日まで受け付けを行っています。援助費の支給は第1学期分として8月に、第2・第3学期分を翌年の2月に支給しています。

生活保護基準の見直しによる影響への対応につきましては全庁的な対応方針に沿い、本年度の認定基準の範囲外となる方のうち、生活保護基準の引き下げによる影響を受ける前の年度の認定基準の範囲内となる方々については、個別に生活状況を踏まえ対応することとしています。

学校教育課（電話：06-6858-2553）

(要望)

- ③ 子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「家賃補助」の制度化を図ること。独自の「こども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。

(回答)

昨今の厳しい財政状況から新たな家賃補助制度の創設につきましては困難な状況です。

住宅課（電話：06-6858-2397）

子育て世帯への経済的支援は「児童手当」により実施しており、ひとり親家庭への経済的支援である「児童扶養手当」においては、第2子以降の加算がこれまでの倍額を上限に引き上げられるため、法に基づいて実施してまいります。

子育て給付課（電話：06-6858-2248）

(要望)

- ④ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し朝ごはんを食べていないこどものためにモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）などを実施すること。

(回答)

豊中市はデリバリー方式による選択制の中学校給食を進めており、今年度2学期から全校で実施します。

給食の提供については、学校給食栄養摂取基準に基づく献立を作成し必要な栄養価を満たすよう努めています。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

子どもの食生活については今年度実施の「子どもの生活実態調査」において、実態を把握するとともに、「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」において生活習慣も含め、支援の仕組み作りを進めてまいります。

こども政策課（電話：06-6858-2873）

(要望)

- ⑤ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、子どもの生活実態調査を行うこと。そのうえでひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。学習支援については生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた世帯の子どもたちに対して早急に実施すること。さらに学習支援とともに夕食支援も同時に行うこと。

(回答)

子どもの生活実態調査については、大阪府と共同で市内の小学5年生と中学2年生の子どもとその保護者全員を対象として実施をします。

また、ひとり親家庭などに対する生活支援策の具体化については、現在一時的に家事援助等が必要な家庭に対する日常生活支援事業、子どもを対象とした学習支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金の無利子又は低利子の貸付による経済的支援を実施しています。

なお、今後実態調査の分析結果がまとまれば、必要に応じてひとり親世帯への支援策についても検討してまいります。

こども政策課（電話：06-6858-2873）

子育て給付課（電話：06-6858-2248）

(要望)

- ⑥ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

待機児童解消については、喫緊の課題であり多様な手法で解消に向け取り組んでおります。

公立幼稚園・保育所は平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行しました。公立こども園については将来予測される小学校就学前の子ども数の減少を見据え、公立施設の果たすべき役割を明確にしながら適正な配置につい

て計画的に取り組みます。

こども政策課（電話：06-6858-2873）

こども事業課（電話：06-6858-2194）

2. 国民健康保険・地域医療構想について

（要望）

- ① 第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議での「取りまとめ案」では「統一保険料率」だけでなく、減免制度などについても「統一」の方向性が出されている。医療費水準を加味しない「統一保険料」では、インセンティブが全く働かなくなり、医療費の拡大は免れなくなり、結果保険料が高額平準化となることが危惧される。

保険料の賦課決定の権限は市町村にあり、大阪府都道府県運営方針は単なる技術的助言でしかないことから、大阪府のいう「決定の尊重」という名の押し付けは地方自治の侵害となる。納付金・標準保険料率の試算もされていないもとで「統一国保」との結論ありき、かつ抽象的な議論はあまりにも乱暴である。

10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な試算が出た後に、住民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するような形で進めるようにすること。

（回答）

国民健康保険の都道府県化は、公費の拡充等による財政基盤の強化や運営のあり方を見直すことにより、将来にわたって持続可能な仕組みを構築するものです。運営のあり方を見直しについては、平成30年度からは市と府が共同保険者となるものであり、役割分担のなかで、市は引き続き保険料の賦課徴収の実施を担うことが位置づけられております。現在、財政運営を担う大阪府と市町村による大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において、被保険者にとって公平感があり、制度として持続可能なものとなるよう、保険料率も含め様々な課題について、議論されております。

今後は、具体的な数値等を試算する中で、住民の負担の状況などを反映した市町村意見を十分に聞きながら検討が進められると考えております。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

（要望）

- ② 「大阪府地域医療構想」では病床機能毎の必要病床数の過剰・不足数を示しているが、病床転換の調整がつかない場合は、大阪府は「最終手段」として「公立病院に命令」「民間病院に要請」できるとしている。しかし、「過剰」

とされている急性期病床について、府下各地の懇話会では在宅の受け皿としての急性期病床の重要性が指摘されている。「大阪府地域医療構想」への対応や在宅医療の受け皿の整備について、どのような取り組みをしているか。

(回答)

地域医療構想の実現に向けて、今年度から「大阪府豊能圏域保健医療協議会」のもとに病床機能懇話会と在宅医療懇話会が設置されました。

懇話会は、地域の医療関係者で構成されており、現在、2025年度に向けて目指すべき方向性や現状とのギャップ、地域医療構想の実現に資する「地域医療介護総合確保基金」の活用等について意見交換を行っているところです。

地域医療構想実現に向けて重要なファクターになっている病床機能の転換については、毎年度、医療機関から提出される「病床機能報告書」をもとに今後議論が進められることになっています。

保健医療課（電話：06-6152-7306）

3. 健診について

(要望)

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

特定健診については、基本検査項目に加え、市独自項目として血液検査や尿検査を実施しており、今年度も特定健診開始以前の市民健診と同等の内容を維持しております。

費用は生活保護世帯、非課税世帯及び中国残留邦人について無料とするとともに、70歳以上の方にも無料で受診いただいております。

受診率向上のための取り組みは他市事例を参考にしながら実施しており、引き続き未受診者への受診勧奨を実施していきます。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

集団健診においては、大腸がん・肺がん・胃がん・前立腺がん検診、及び乳がん・子宮がん検診（女性特有のがん検診）を同時に受診することが可能です。また個別健診においては、大腸がん・前立腺がん検診が同時に受診できるとともに、医療機関によっては胃がん検診や子宮がん検診が受診可能です。

費用につきましては、生活保護世帯、非課税世帯および中国残留邦人について無料で受診いただいております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

特定健診については、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、過去の取組みからも受診率の向上に効果的と考えられる未受診者への受診勧奨事業を実施するとともに、「豊中市国民健康保険保健事業実施計画」におけるデータ分析結果も踏まえながら、受診率向上を図ってまいります。また、がん検診につきましても、未受診者への受診勧奨に加え、受診しやすい環境整備を行うとともに、関係部局とも連携しがん検診の受診啓発を行ってまいります。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

人間ドック（一日総合健康診断）及び脳ドックについては、豊中市国民健康保険加入の満30歳以上を対象に実施しており、全体費用の7割を助成しています。また40歳以上の方は、特定健診か人間ドックのいずれかを選択し受診いただいております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

集団健診において、特定健診とがん検診のセット健診を平日に限らず、土曜及び日曜に実施するとともに、乳がん検診においても日曜に実施しております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

4. 介護保険～総合事業と障害者 65 歳問題、高齢者問題

(要望)

- ① 総合事業に移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず新規・更新ともすべての申請者ができるよいにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

(回答)

本市の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、国が示すガイドラインに基づき、現行の訪問介護・通所介護相当サービスとその他の多様なサービスの検討を行っているところです。

国は、本事業の実施により様々なサービスが効果的・効率的に実施され、そのことにより持続可能な介護保険制度の運営が図られるというあり方を示していることから、この趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた制度設計を行ってまいります。

サービスの利用にあたっては、窓口等で制度の趣旨を理解いただけるよう説明を行ないご本人の状況やサービスの利用意向などをふまえて基本チェックリストまたは要介護認定申請の手続きをご案内してまいります。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

- ② 介護事業所の抱える問題点（人材確保困難、報酬削減等による経営悪化）を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

(回答)

少子高齢化による「介護需要増加」と「担い手不足」が見込まれる中、現在の専門職だけでは地域生活を支えきれないことから、本市においては、例えば訪問介護において、専門的な技量が求められる「身体介護」を除く、掃

除洗濯など「生活援助」のみの区分を設けることで新規参入を喚起し、人材確保に努めることも目的の一つとしています。

また、本市介護事業者連絡会及び地域包括支援センターとの間で意見を交換する場を複数回設けてきたほか、現在素案をホームページ上でお示しし、ご質問・ご意見を受け付けており、本年12月をめどに最終案の策定をめざしています。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

（要望）

- ③ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

（回答）

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知及び平成27年2月18日付同省事務連絡を踏まえた対応を行っております。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としております。

ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、介護保険サービスに相当するものがない移動支援等の障害福祉サービスのみならず65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスを全て利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乘せする形で障害福祉サービスを利用できる取扱いを行っております。

65歳に到達される方につきましては、事前に到達後の福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認させていただいたうえで、相

談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めて頂いております。

障害福祉課（電話：06-6858-2226）

(要望)

- ④ 前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答)

65歳到達時においては、介護保険への移行準備期として必要時は3か月程度、障害サービスの支給をしております。

また前述の通り、ご本人へ福祉サービスの説明をしたうえで、ご意向に合ったサービスを受けることができるよう、関係機関と連携を取りながらご相談にのらせて頂いております。

障害福祉課（電話：06-6858-2226）

(要望)

- ⑤ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2226）

(要望)

- ⑥ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

熱中症対策につきましては、高齢者に限らない問題と考えており、熱中症予防のためのクーラー導入費用、電気料金補助などについて、高齢者施策として、実施する予定はございません。

なお、ひとり暮らし高齢者登録を行なっている方に対して民生児童委員が安否確認を兼ねて一声訪問を行なう際に、熱中症への注意喚起を行なったり、市の安心生活創造事業に登録された要介護認定を受けていない方に対して安心協力員が定期的に訪問を行なっております。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

5. 生活保護に関して

(要望)

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

本市では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めてまいります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、申請の意思を表明した方に対しては、申請書を交付し、適切に対応しております。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っております。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活

上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した“出口戦略”に基づく支援を行っている市くらし支援課も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ④ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。

市民健診については担当部局との連携に加え、福祉事務所においてより効果的な方法を分析・検討し、多くの人に健診を受けていただけるような取り組みを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑤ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害が及ぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官 OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意してまいります。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑥ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護基準は厚生労働大臣が定めた実施要領に基づき、運用してまいります。住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っております。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑦ 資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

資産申告書の提出については、国の通知に従い進めてまいります。また、提出を求める際には、その趣旨を記載した説明書を同封し被保護者に周知しています。

確認できた資産については、その使用目的を被保護者から十分に聞き取り、

生活保護の趣旨に反していないかを検討し、生活の維持及び自立の助長に実効があがるものについては、保有を認めております。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）